

## 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」への採択について

2022-12-29

本庄ガス株式会社（以下、本庄ガス）は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」※1（以下、本事業）に、次の日程において採択されました。

- 1 2月28日（水） 電気事業
- 1 2月28日（水） 都市ガス事業

本事業は、お客さまの使用量に応じた都市ガス料金・電気料金から、政府が指定する単価の値引きを行った事業者に対して、その原資を政府が支援するものです。なお、本事業による値引きに関して、お客さまご自身でのお手続きや本庄ガスへのご連絡は不要です。

<本事業参加に伴う値引きについて>

### 1. 概要

毎月分の電気・都市ガス料金計算において、国が定める値引き単価を反映した燃料調整単価・原料費調整単価に基づき算定いたします。ご契約ごとの値引き単価については、ガス検針票や請求書にてお知らせします。

### 2. 対象となるお客さま

当社と都市ガス・電気をご契約されているお客さま

### 3. 適用期間

2023年1月使用（2月検針）分～9月使用（10月検針）分の料金 ※2 ※3

### 4. 国が定める値引き単価

2023年1月使用（2月検針）分～8月使用（9月検針）分の値引き単価（税込み）

電気		都市ガス
低压（家庭用）	高压（企業・工場用）	
7円/kwh	3.5円/kwh	30円/m <sup>3</sup>

2023年9月使用（10月検針）分の値引き単価（税込み）

電気		都市ガス
低压（家庭用）	高压（企業・工場用）	
3.5円/kwh	1.8円/kwh	15円/m <sup>3</sup>

※1：本事業の概要は[こちら](https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/) (https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/) をご覧ください

※2：一部のガス大口契約のお客さま、電気高压契約のお客さまは、2023年2月使用（2月検針）分～2023年10月使用（10月検針）分の料金が適用となります

※3：電気料金のうち、2023年1月需給開始で同月検針の場合は、2022年12月下旬に確定する燃料価格（9～11月分）を適用するため、1月検針分より値引きを適用します。